川崎市立図書館資料貸出しサポートサービスに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館(以下「図書館」という。)を利用するにあたり、 障害等で図書館を利用することが困難な市民に対し、宅配等で、資料提供のサポートを するサービス(以下「貸出しサポートサービス」という。)を行うために、必要な事項を 定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 貸出しサポートサービスを利用できるのは、本市に居住し、次のいずれかの条件 に該当し、館長が来館することが困難と認めた者とする。
 - (1) 身体障害者手帳1~3級の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 介護保険制度における要介護・要支援の認定を受けた者
 - (4) その他

(利用登録)

- 第3条 貸出しサポートサービスの利用を希望する者は、「貸出しサポートサービス申 込書(様式1)」に必要な事項を記入し、対象資格及び住所を証明する書類を添えて 登録を受けるものとする。
- 2 図書館長は、前項による申込みがあったときは、対象資格及び住所を確認し、貸出しサポートサービス利用者(以下「利用者」という。)として速やかに承認しなければならない。
- 3 利用者は、第1項に規定する提出書類の記入事項に変更が生じたときは、速やか にその旨を図書館長に届け出るものとする。

(貸出申込)

第4条 利用者は、電話、FAX、e-メール等により、貸出しの申込みを行う。代理人による申込みも認めるものとする。

(提供方法)

- 第5条 資料提供及び返却は、郵送、宅配等により配送する。
- 2 資料提供の方法に不都合が生じた場合は、その都度協議する。

(貸出点数・期間)

第6条 貸出し点数は、10 点以内とする。ただし、一度に配送する重量の総計は原則 3 k g までとする。

2 貸出期間は、15 日以内とする。この場合、配送に要する期間は除く。

(貸出資料の制限)

- 第7条 貸出しできる図書館資料は、原則として川崎市立図書館に所蔵している資料とする。ただし、次の各号に掲げる資料は、貸出しをしないものとする。
 - (1) 図書館規則第11 条で貸出しを制限している資料。
 - (2) その他図書館長が、郵送・宅配等に適さないと判断した資料。

(経費の負担)

第8条 貸出しサポートサービスに要する送料は、貸出しについては図書館が負担し、返 却については利用者が負担する。ただし身体障害者手帳1~2級の交付を受けている者 の貸出しサポートサービスに要する送料は、貸出・返却ともに図書館が負担する。

(資料の紛失・汚破損)

第9条 資料の紛失・汚破損については、弁償を含め、その都度協議する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めのない事項については、川崎市立図書館規則(平成2年6月27 日教委規則第15号)に準じる。この要綱をもって「川崎市立図書館身体障害者図書館資 料郵送貸出制度の設置に伴う運営要綱」は廃止する。
 - この要綱は平成13年10月1日から施行する。
 - この改正要綱は平成15年1月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和4年4月1日から施行する。